

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 暮らし環境本部人権・同和対策課

法令名	佐賀県解放会館条例施行規則	法令番号	平成17年規則第106号	
手続名	利用の制限	根拠条項	第6条	
処分基準	<p>（利用の制限）</p> <p>1 指定管理者が会館の施設の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 会館の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合 二 会館内の秩序を乱すおそれがある場合 三 会館の施設又は設備をき損するおそれがある場合 四 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合 五 その他管理上必要があると認める場合 <p>2 指定管理者が会館の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる場合は、1の各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 利用許可申請書の内容に偽りがあった場合 二 利用の許可を受けた者が、指定管理者の承認を受けずに利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合 三 その他指定管理者の指示に従わない場合 			
	対応区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>② 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>指定管理者</p>	<p>交付機関</p> <p>指定管理者</p>